

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和4年度第4回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和4年12月8日(木) 午後2時から午後3時まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	18名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 しもむら 緑 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田 光弘 中村悦子 松村雅生 森田典子 吉田大祐 (50音順・敬称略) 【主管課】 地域力支援部スポーツ振興課長 地域力支援部スポーツ振興課スポーツ振興主査 地域力支援部スポーツ振興課スポーツ振興担当主任 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任(2名)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 「(仮称)墨田区スポーツ振興計画」策定のための区民アンケート調査(障害者向け)業務に係る個人情報の目的外利用について (報告事項) 2 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 3 個人情報保護法改正に伴う運営審議会承認事項(避難行動要支援者名簿の情報の外部提供)の取扱いについて			
配付資料	【議題1】 資料1 「(仮称)墨田区スポーツ振興計画」策定のための区民アンケート調査(障害者向け)業務に係る個人情報の目的外利用について(概要) 資料2 運営審議会諮問事項調書 資料3 調査に関する説明文(案) 【議題2】 資料4 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 【議題3】 資料5 個人情報保護法改正に伴う運営審議会承認事項(避難行動要支援者名簿の情報の外部提供)の取扱いについて			

<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p>【諮問事項1】「(仮称) 墨田区スポーツ振興計画」策定のための区民アンケート調査(障害者向け)業務に係る個人情報の目的外利用について</p> <p>地域力支援部スポーツ振興課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(会 長)</p> <p>資料2の本人通知の項目では、調査票の送付を行う者に対しては目的外利用をしたことを通知するが、調査票の送付を行わない者に対しては個別の通知は省略し、ホームページ等により周知するとされている。これは、抽出する850人の対象者の中に、調査票を送付する者としいない者がいるということか。</p> <p>(スポーツ振興課長)</p> <p>抽出された850人については、全員に調査票を送付する。調査対象者を抽出するに当たり、障害者手帳所持者全員の情報を利用するため、対象者として抽出されず、調査票の送付を行わない者に対しては、混乱を避けるため個別の通知はしないが、個人情報の目的外利用をしたことについて不安を与えないよう、ホームページ等で周知することとしている。</p> <p>(会 長)</p> <p>つまり、調査対象者を抽出することで、調査票を送付しない障害者手帳所持者の情報についても、目的外利用をしたと考えるということか。</p> <p>(スポーツ振興課長)</p> <p>そのとおりである。</p> <p>(委 員)</p> <p>区民2,000人に対しても調査をすることだが、障害者向けの調査対象者である850人と重複することはないか。</p> <p>(スポーツ振興課長)</p> <p>重複しないようにする。</p> <p>(委 員)</p> <p>無作為に対象者を抽出すると、視覚障害者の方も調査の対象となると思うが、この場合も調査票を郵送するのか。</p> <p>(スポーツ振興課長)</p> <p>障害者手帳所持者と言ってもその種類や程度は様々であり、中には郵送という手段での回答が難しい方もいるかと思う。そのため、回答率が低くなることも見込んで、抽出対象者を通常より多い850人としている。</p> <p>(スポーツ振興課スポーツ振興主査)</p> <p>郵送での回答が難しい方には、代筆で回答していただくこともお願いするつもりである。また、調査票にはルビを振るとともに、調査内容も分かりやすく記載するつもりである。</p> <p>(委 員)</p> <p>資料3に調査票の発送業務を行う事業者がプライバシーマークを取得している、との記載があるが、この意義について説明されたい。プライバシーマークを取得していることで信頼性が担保できるという趣旨で記載しているのか。</p> <p>(スポーツ振興課長)</p>
----------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>プライバシーマーク登録証とは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が発行しているもので、会社内でのプライバシーの管理体制が整っている団体が登録認証されるものである。そのため、プライバシーマークを取得している事業者であることで、対外的に一定の信頼性を得られるという趣旨で記載している。</p> <p>（会 長）</p> <p>この協会は、以前は経産省の外郭団体であり、国の基準に従い相当厳格にプライバシーを守っている事業者を登録認証していたと記憶している。そのため、我が国における民間事業者のプライバシーの実態について認定するものとしては、最も権威のあるものとして理解されている。</p> <p>（委 員）</p> <p>送付する調査票の内容について教えていただきたい。</p> <p>（スポーツ振興課スポーツ振興主査）</p> <p>調査票は、障害のある方とない方に共通して調査する項目と障害のある方に限定して調査する項目で構成されている。まず、基本属性である年齢、性別、世帯構成、職業について調査する。次に、スポーツを「する」「見る」「支える」に区分けし、それぞれ関連する事項について調査する。「する」スポーツに関しては、直近1年間でスポーツを行ったか、どのようなスポーツを行ったかを調査する。ここでは、東京都が行った調査同様、「サッカー」「野球」など、競技性のあるものだけでなく、ウォーキング、犬の散歩、日常的に階段を意図的に使う、といったこともスポーツと捉えることとする。「見る」スポーツに関しては、直近1年間で観戦したスポーツについて調査する。「支える」スポーツに関しては、スポーツボランティアについて、その経験や興味の有無について調査する。</p> <p>また、本区は障害者のスポーツ推進を掲げており、障害のある方が運動する上で何が必要とされているかについて、障害のある方だけでなく、障害のない方にも調査し、両者の違いを検証する。</p> <p>さらに、オリンピック・パラリンピックのレガシーに関して、オリンピック・パラリンピックを観戦したか、観戦して実際にスポーツをしたいと思った、あるいは実際にスポーツをしたかを調査する。</p> <p>（委 員）</p> <p>調査対象者を850人とするとのことだが、障害者手帳所持者は全体でどのくらいいるのか。また、対象者を850人とする根拠は何か。</p> <p>（スポーツ振興課スポーツ振興主任）</p> <p>本調査は、障害者手帳所持者を身体障害者、知的障害者、精神障害者の3つの区分に分け、合計1,000人に対して行うこととしており、障害者手帳所持者約15,000人から、その区分に応じた人口比率により按分してそれぞれの対象者数を決めている。</p> <p>（委 員）</p> <p>資料1の7の力では、個人情報に記載されている返信用封筒を溶解処理等で廃棄するとあるが、返信用封筒も調査票とともにスポーツ振興課から委託事業者に提供されるのか。</p> <p>（スポーツ振興課スポーツ振興主任）</p> <p>調査票を封筒ごと提供するか、調査票のみ抜き取って提供するかは、委託事業者と調整しているところである。</p> <p>（委 員）</p>
----------------	--

会 議 概 要

無記名の調査票と個人情報記載された返信用封筒を併せて委託事業者に渡すことで、調査票の内容も個人情報として委託先に提供することとなるのではないかと懸念している。

(スポーツ振興課スポーツ振興主任)

この点も踏まえ、委託事業者にどのように調査票を提供するか検討していきたい。

(委員)

万が一個人情報の漏えい等があったときの区への対応について、具体的に説明されたい。

(スポーツ振興課スポーツ振興主査)

宛名ラベルを作成する際、データを委託事業者に渡して委託事業者が印刷することもあるが、本件では、データを委託事業者に渡さず、ラベル印刷まで区が行い、区の職員が委託事業者の元に渡しに行くこととしている。そのため、万が一漏えいのリスクがあるとすれば、区の職員が委託事業者の元に渡しに行く途中で事故に遭うことなどが想定されるが、この場合、スポーツ振興課の緊急連絡網に基づき課長や部長に報告し、適切に対応する。

(会 長)

資料3は誰がいつ使う回答を想定しているのか。

また、調査票では、問合せ先は、墨田区のスポーツ振興課となっているのか。

(スポーツ振興課長)

資料3は調査票に同封するものである。また、問合せは、スポーツ振興課で受けることとする。

(会 長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。

(委員一同)

異議なし

【報告事項1】 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

事務局から一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。

【報告事項2】 個人情報保護法改正に伴う運営審議会承認事項（避難行動要支援者名簿の情報の外部提供）の取扱いについて

事務局から避難行動要支援者名簿の情報の外部提供の取扱いについて、概要を説明した。発言内容については、以下のとおりである。

(会 長)

要支援者の名簿の事前配布については、従前から個別の条例を制定し実施していた自治体もあったが、墨田区では、個人情報保護条例を根拠として、当審議会の承認を得て実施していた。ところが、改正法が適用されることに伴い、根拠となる条例が廃止されることとなったため、新たに法的な措置を行う必要が生じたということである。

要支援者情報を事前に支援者に配布するというのは重要なことである一方、本人にとっては、自分が一定の状態にあるということが周りの人に知られるということでもあり、非常に悩ましい事柄である。そのため、災害対策基本法でも一括して根拠付

会 議 概 要	けすることまではせず、実施するには、自治体で法的な根拠となる条例を制定しなくてはならなかったと理解している。 <hr/> 会議の概要は、以上である。
所 管 課	総務部総務課文書管理係（電話０３－５６０８－６２４１）